

## 柏崎市ものづくり産業雇用維持奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による経済停滞から企業活動の再開に向けて独自の技術や技能を守り、雇用の維持を図る中小企業者を支援するため、柏崎市ものづくり産業雇用維持奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者をいう。

### (奨励対象者)

第3条 奨励対象者は、中小企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 製造業を主たる事業として営むもの
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を有するもの
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業をした場合に市内の本社又は事業所に属する従業員に支払った休業手当（令和2年4月1日から令和3年11月30日までの休業について支払ったものに限る。以下同じ。）について、国の雇用調整助成金（教育訓練に係る加算額を除く。以下同じ。）又は緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給の決定を受けているもの
- (4) 令和3年4月30日までの休業にあつては、雇用調整助成金等に係る国の助成率が10分の10（既に10分の9の割合で支給の決定を受け、国の制度改正に伴い差額の支給を受けることとなるものを含む。）であるもの
- (5) 令和3年5月1日から11月30日までの休業にあつては、雇用調整助成金等に係る国の助成率が10分の10又は10分の9であるもの

### (奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、休業手当の額に10分の1を乗じて得た額（そ

の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、雇用調整助成金等の支給の決定の都度、申請を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、一事業者当たりの支給上限額は、300万円を限度とする。

3 奨励対象期間が複数年度にわたる場合は、限度額を超えない範囲で、年度ごとに申請できるものとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、雇用調整助成金等の支給の決定を受けた日から3か月以内に柏崎市ものづくり産業雇用維持奨励金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し

(2) 雇用調整助成金等に係る提出書類の写し

(3) 振込先口座の通帳の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては柏崎市ものづくり産業雇用維持奨励金交付決定通知書(別記第2号様式)により、交付しない場合にあっては柏崎市ものづくり産業雇用維持奨励金不交付決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

2 前条の規定による申請を行った者(以下「申請者」という。)に市税等の滞納がある場合、申請者が今後市税等を納付する意思を表し、市長が特に必要と認めた場合に限り、規則第4条第3号ただし書を適用し、奨励金を交付することができる。

(交付の時期)

第7条 この奨励金の交付は、前条の決定をした日から起算して7日以内の日とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和4年2月28日限り、その効力を失う。ただし、奨励金の支払については、令和4年4月30日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の柏崎市ものづくり産業雇用維持奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和2年6月10日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の様式による用紙で現存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

(申請の特例)

- 3 この要綱施行の際現に改正前の柏崎市ものづくり産業雇用維持奨励金交付要綱の規定により奨励金を申請し、交付決定を受けた者のうち、新要綱第4条第2項の適用を受けるものに対しては、第5条の規定にかかわらず、職権により既に交付決定した奨励金との差額を追加で交付決定し、指定された口座に振り込むものとする。

- 4 前項に規定する適用を受けた者であって、令和2年9月30日以前に雇用調整助成金等の支給の決定を受けていたものに係る新要綱第5条の規定は、「3か月以内」とあるのは、「令和3年3月31日まで」と読み替えて適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の様式による用紙で現存するものは、  
当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用すること  
ができる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。